

事業系一般廃棄物に関するしおり

《 特定事業者用 》

令和2年4月

東大阪市環境部 循環社会推進課

目 次

はじめに

1	用語の定義	1 ページ
2	事業者の責務	2 ページ
3	廃棄物の減量推進に関する事業者の責務	3 ページ
4	廃棄物の適正処理に関する事業者の責務	4 ページ
5	特定事業者の義務	5 ページ
6	廃棄物管理責任者の選任と業務	6 ページ
7	特定事業者に対する勧告・公表等	6 ページ
8	委託処理	7 ページ
9	東大阪都市清掃施設組合	7 ページ
10	産業廃棄物	8 ページ
11	問合先	8 ページ
12	様式	9 ページ

はじめに

我が国の環境を保全するため、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動様式から、循環型社会へ移行させる動きは、もはや待ったなしの段階に入っています。かつて高度経済成長時代を支えてきた経済社会活動様式は、市民生活を物質的に豊かにする一方で、廃棄物の排出量の高水準での推移、最終処分場のひっ迫、不法投棄の増加、廃棄物処理施設に対する住民の不安感・不信感の増大など深刻な社会問題を引き起こしてきました。

国においては、循環型社会の形成に向け、循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等が制定される等の法整備が進んでいます。

本市においても、こうした状況の下、新たな施策に取り組んでいますが、特に、事業系一般廃棄物については、自らの責任において適正に処理するという原則から、家庭系廃棄物と比較すれば十分な対策がとれていないため、効果のある施策の検討が必要です。

このしおりは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例等の廃棄物関連法令の中から、特定事業者の関連事項を中心に取りまとめたものです。

1 用語の定義

用語の定義は、法律や条例等により次のように定められています。

- 1 「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項）

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案すべきものであって排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではない。（『廃棄物処理法の解説』）

- 2 「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項）

「ごみ」は、いわゆる地域住民の日常生活に伴って生じた厨芥類及び雑芥類のほかに、汚物又は不要物と観念される広範囲な廃棄物を包括する。すなわち、「粗大ごみ」、「燃え殻」、「し尿及び浄化槽に係る汚泥」、「動物のふん尿（家畜のふん尿を除く。）」及び「動物の死体（家畜の死体を除く。）」以外の一般廃棄物をすべて包括する概念と考えてよいであろう。（『廃棄物処理法の解説』）

- 3 「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項）

- 4 「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項）

- 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の四第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

- 5 「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5項）

- 6 「感染性廃棄物」とは感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第1）

- 7 「事業系廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第2条第2項第1号)
- 8 「事業系一般廃棄物」とは、事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第2条第2項第2号)
- 9 「家庭系廃棄物」とは、家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第2条第2項第3号)
- 10 「再利用」とは、活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第2条第2項第4号)
- 11 「特定事業者」とは、次の者をいう。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則第2条の2)
- (1) 1,000平方メートル以上の店舗面積(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積をいう。)を有する店舗をもって小売業を営む者
 - (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院のうち患者200人以上の収容施設を有するものを開設している者
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第50条に規定する高等学校、同法第83条に規定する大学及び同法第108条第2項に規定する短期大学を設置している者
 - (4) 3,000平方メートル以上の延べ面積を有する興行場、遊技場、集会場若しくは旅館においてそれぞれこれらの営業を行う者又は3,000平方メートル以上の延べ面積を有する事務所において業務を行う者

2 事業者の責務

事業者の責務は、法律や条例により次のように定められています。

- 1 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項)
「自らの責任において適正に処理する」ということは、自らの手による処理にとどまらず、廃棄物処理業者又は地方公共団体への処理の委託をも含むものである。また、「適正に処理する」ということは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の政令又は省令で定める委託基準、処理基準、保管基準又は廃棄物処理施設の維持管理基準を遵守しなければならないことを意味する。(『廃棄物処理法の解説』)
- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等

に関する条例第5条第2項)

- 3 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第2項)

「再生利用等を行うことによりその減量に努める」ということは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けて又は再生利用認定等を受けて自ら排出する廃棄物の再生利用を他の事業者と連携して行う等により、その廃棄物の適正な循環的利用に努めることのみならず、廃棄物の処分においても、脱水あるいは焼却によって減量化し、安定化した後に埋立処分地に搬入すること等によって、廃棄物処理の効率化を図るよう努めることをも求めたものである。(『廃棄物処理法の解説』)

- 4 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の再利用を図ること等により廃棄物を減量しなければならない。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第5条第1項)

- 5 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにするとともに、これらが廃棄物になったときは自ら回収するよう努めなければならない。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第5条第3項)

- 6 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第3項)

- 7 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、東大阪市の施策に協力しなければならない。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第5条第4項)

3 廃棄物の減量推進に関する事業者の責務

廃棄物の減量推進に関する事業者の責務は、条例により次のように定められています。

- 1 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品を開発し、製品の修理体制を確保する等により廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第9条第1項)

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号、以下「法」という。）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）、再生部品（同条第5項に規定する再生部品をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。（東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第9条第2項）
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等によりその包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。（東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第10条第1項）
- 4 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、使用後に回収して再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努めること等によりその包装、容器等の再利用を図らなければならない。（東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第10条第2項）
- 5 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をするときは、その回収に努めなければならない。（東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第10条第3項）
- 6 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供する等により製品、容器等の再利用を促進しなければならない。（東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第10条第4項）

4 廃棄物の適正処理に関する事業者の責務

廃棄物の適正処理に関する事業者の責務は、条例や規則により次のように定められています。

- 1 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは処分を業として行う者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。（東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第17条第2項）
- 2 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物保管場所を設置するよう努めなければならない。（東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第21条第1項）
- 3 敷地面積が1,000平方メートル以上である事業所において事業を行う事業者は、その建物又は敷地内に規則で定めるところにより事業系一般廃棄物保管場所を設置しなければならない。（東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第21条第2項、東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則第2条の5）

- 4 事業系一般廃棄物保管場所は、次の各号に掲げるところに従い設置しなければならない。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則第2条の6)
 - (1) 一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
 - (2) 一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が安全かつ容易にできること。
 - (3) 一般廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し、悪臭が発散し、並びに雨水が流入するおそれがないようにすること。
 - (4) ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 5 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を事業系一般廃棄物保管場所に集めなければならない。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第21条第3項)

5 特定事業者の義務

特定事業者の義務は、条例や規則により次のように定められています。

- 1 特定事業者は、事業系一般廃棄物を減量しなければならない。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第11条第1項)
- 2 特定事業者は、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第11条第2項)
- 3 廃棄物管理責任者の届出は、廃棄物管理責任者選任届(様式第2の2)により市長に届け出なければならない。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則第2条の3)
- 4 特定事業者は、規則で定めるところにより事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第11条第3項)
- 5 事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画の届出は、一般廃棄物減量計画書(様式第2の3)によりこれを作成し、市長に届け出なければならない。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則第2条の4)

6 廃棄物管理責任者の選任と業務

廃棄物管理責任者の選任と業務については、概ね次のような事項が考えられます。

- 1 特定事業者は、東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則第2条の2に規定する事業所ごとに、廃棄物管理責任者を選任することが適当です。
- 2 廃棄物管理責任者が担当する事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務として、次のものが考えられます。
 - (1) 当該事業場から生ずる一般廃棄物の発生及び処理の状況に関すること
 - (2) 一般廃棄物減量計画書の作成に関すること
 - (3) 当該事業場から生ずる一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の啓発及び指導に関すること
 - (4) 市が行う立入検査に関すること
 - (5) 市との連絡調整に関すること

7 特定事業者に対する勧告・公表等

市長は、条例により次のとおり勧告や公表等を行うことができます。

- 1 市長は、特定事業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を採るべき旨の勧告を行うことができる。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第12条)
- 2 市長は、前条に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第13条第1項)
- 3 特定事業者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第12条に規定する勧告に係る措置を採らなかったときは、当該特定事業者が排出する事業系一般廃棄物について、東大阪都市清掃施設組合の管理者に対し、その管理する処理施設への受入れを拒否するよう要請することができる。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第14条)
- 4 市長は、法第19条第1項に規定する場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第33条第1項)

8 委託処理

事業者がその一般廃棄物の処理を他人に委託することができ、その基準は次のとおりです。

- 1 事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項）
- 2 事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第7項）
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第7項の政令で定める基準は、次のとおりとする。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の4）
 - (1) 他人の一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
 - (2) 特別管理一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生にあつては、その運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、当該委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状その他の環境省令で定める事項を文書で通知すること。

また、一般廃棄物処理手数料は、条例により次のとおり定められています。（東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例別表）

種別	取扱区分	手数料
ごみ	事業系一般廃棄物であるごみを収集し、運搬し、及び処分するとき。	100キログラムにつき 1,350円

備考 1 ごみの手数料を算出する基礎となる数量が100キログラム未満のときは100キログラムとし、その数量に100キログラム未満の端数があるときはその数量を100キログラムとして計算する。

9 東大阪都市清掃施設組合

東大阪都市清掃施設組合については、規約や条例により次のように定められています。

- 1 東大阪都市清掃施設組合は、東大阪市及び大東市をもって組織する組合で、ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務を共同処理しています。（東大阪都市清掃施設組合同規約第2条及び第3条）

- 2 事業者自らが、その事業系一般廃棄物を運搬し、東大阪都市清掃施設組合のごみ処理施設を利用することができます。このときの処理手数料は、条例により次のとおり定められています。(東大阪都市清掃施設組合ごみ処理施設の利用に関する条例別表)

種別	取扱区分	手数料
ごみ	10キログラムにつき	90円

- 3 東大阪都市清掃施設組合のごみ処理施設では、産業廃棄物を処理することはできません。(東大阪都市清掃施設組合ごみ処理施設の利用に関する条例第3条第1号)

その他、東大阪都市清掃施設組合に関する事項については、東大阪都市清掃施設組合へお問い合わせください。

10 産業廃棄物

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第1項) また、この規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項の排出事業者の処理責任の原則に基づくものであり、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理(適正な委託による処理を含む。)しなければなりません。(『廃棄物処理法の解説』)

その他、産業廃棄物に関する事項については、東大阪市環境部産業廃棄物対策課へお問い合わせください。

11 問合せ先

このしおりに記載のある事項についての問合せ先は、概ね次のとおりです。

- 1 このしおり全般については、東大阪市環境部 循環社会推進課へお問い合わせください。

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号(市役所本庁舎15階)
 電話番号(06)4309-3199 ファクシミリ番号(06)4309-3829
 ウェブサイト <http://www.city.higashiosaka.lg.jp/> ([各課のページ]-[環境部]-[循環社会推進課])
 電子メール junkanshakai@city.higashiosaka.lg.jp

- 2 事業系一般廃棄物保管場所については、東大阪市環境部 環境事業課へお問い合わせください。

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号(市役所本庁舎15階)
 電話番号(06)4309-3200 ファクシミリ番号(06)4309-3829
 ウェブサイト <http://www.city.higashiosaka.lg.jp/> ([各課のページ]-[環境部]-[環境事業課])
 電子メール kankyojigyo@city.higashiosaka.lg.jp

- 3 産業廃棄物については、東大阪市環境部 産業廃棄物対策課へお問い合わせください。
〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号（市役所本庁舎15階）
電話番号（06）4309-3207 ファクシミリ番号（06）4309-3829
ウェブサイト <http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>（[各課のページ]-[環境部]-[産業廃棄物対策課]）
電子メール sanpai@city.higashiosaka.lg.jp
- 4 東大阪都市清掃施設組合のごみ処理施設については、東大阪都市清掃施設組合へお問い合わせください。
〒578-0921 東大阪市水走4丁目6番25号
電話番号（072）962-6021 ファクシミリ番号（072）962-6125
ホームページ <http://www.higashiosaka-toshiseisou.or.jp/>
- 5 一般廃棄物収集運搬業者については、東大阪清掃事業協同組合へお問い合わせください。
〒578-0948 東大阪市荒本新町8番27号 401号室
電話番号（06）6783-0053 ファクシミリ番号（06）6783-0011
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の全文については、環境省ホームページをご覧ください。（<http://www.env.go.jp/>）
- 7 東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例及び東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則の全文については、東大阪市ウェブサイトをご覧ください。（<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>）

12 様式

廃棄物管理責任者選任届及び一般廃棄物減量計画書は、東大阪市ウェブサイト（[各課のページ]-[環境部]-[循環社会推進課]）からダウンロードすることができます。

